

金利上乘せ
定期貯金

よるこび



お取扱期間 2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)

ご契約いただく時点の

店頭表示金利に

専用定期貯金
通帳残高が

100万円までは

専用定期貯金通帳残高が
100万円を超えて

1,000万円までは

年 **0.20%**
上乗せします

年 **0.10%**
上乗せします

※上乗せ金利は金融情勢等により予告なく変更する場合があります。

※預入れから1年後の自動継続時からは店頭表示金利となります。

ご利用いただける方

当JAで年金(国民・厚生・共済年金等)をお受け取りに
なっている方、又は新たにお受け取りになられる方。

預入期間 1年(自動継続)

預入通帳 専用定期貯金通帳(お一人につき1口座)

預入単位

1万円以上1万円単位(新たな資金に限ります)

預入限度額 お一人につき1千万円まで

※ATMからの受入れはできません。

※年金の受給指定がなくなった場合、通帳への新規お預け入れはでき
なくなります。又、既に預け入れされている定期については、定期貯
金証書へ変更させていただきます。

※中途解約についてはJA所定の解約利率が適用されます。

※利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税
がかかります。

※商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧く
ださい。

当JAに年金のお受取口座をご指定いただくと、自動的に年金友の会の会員となり、各種の特典が受けられます。



JAあさか野

本店 / 〒351-0023 埼玉県朝霞市大字溝沼466番地
TEL.048-451-1122(代) FAX.048-451-1121

詳しくは店舗窓口までお問い合わせいただくか、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。 <http://www.ja-asakano.or.jp>

野火止支店 TEL.048-478-5500
野寺支店 TEL.042-474-3355
志木支店 TEL.048-471-0011

新座大和田支店 TEL.048-477-2013
西堀支店 TEL.042-491-1011
和光支店 TEL.048-461-2113

片山支店 TEL.048-478-1017
朝霞支店 TEL.048-461-0032
総合相談センター TEL.048-489-1200

商品概要説明書

年金受給者専用定期（よろこび）

（2019年4月1日現在適用中）

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金（単利型） 愛称：年金受給者専用定期「よろこび」
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・既に当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給している方。 ・新たに当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給する方。
3. 販売条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約のために、新たに預け入れていたただける資金に限定させていただきます。 ・定期貯金および定期積金の解約金による預け入れ、また、当座性貯金の残高による預け入れではご利用できません。
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式1年 ※自動継続のみの取扱いとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 使用媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口取引による一括預入 ・1万円以上1,000万円まで ・1万円単位 ・専用通帳
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (1) 利払頻度 (2) 計算方法 (3) 税金 (5) 自動継続時の金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時から最初の満期までは、次のとおり預入時点のスーパー定期の店頭表示利率に金利を上乗せします。 ① 新たに預入された資金の内、100万円分 → 0.2%上乗せ ② 新たに預入された資金で上記を超える分 → 0.1%上乗せ ※①②については、2019年3月末までに契約された年金受給者専用定期「結の恵み」と累計した金額が限度となります。 なお、預入から1年後の自動継続時にはスーパー定期の店頭表示利率に戻ります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1万円とした1年を365日とする日割計算となります。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※ 2037年12月31日までの間は、復興特別所得税率の適用により、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・マル優枠（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）をお持ちの方は枠の範囲内において非課税でのご利用が可能です。 ・自動継続時に適用される利率については、店頭の金利表示ボードに表示しています。窓口でお問い合わせください。

8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <li style="padding-left: 20px;">・6か月未満 解約日における普通貯金利率 <li style="padding-left: 20px;">・6か月以上1年未満 約定利率×50%
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の金利上乘せ商品により、本商品を契約することはできません。
13. 商品の取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の取扱いは、2019年4月1日（月）から2020年3月31日（火）までとなります。 <p>※取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。</p>